

衆議院 原子力問題調査特別委員会議録 第二一〇号

令和二年三月二十六日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 江渡 聡徳君
理事 伊藤 忠彦君
理事 伊藤 健一君
理事 荒井 聰君
理事 伊佐 進一君
理事 井林 辰憲君
理事 泉田 裕彦君
理事 城内 実君
理事 鈴木 淳司君
理事 野中 厚君
理事 古田 圭一君
理事 堀井 学君
理事 宮澤 博行君
理事 村井 英樹君
理事 山際大志郎君
理事 菅 直人君
理事 日吉 雄太君
理事 松原 仁君
理事 宮川 伸君
理事 高木美智代君
理事 足立 康史君

- 津島 淳君
松野 博一君
齊木 武志君
石川 昭政君
大西 英男君
齋藤 健君
西田 昭二君
福山 守君
星野 剛士君
三原 朝彦君
宗清 皇一君
浅野 和生君
田嶋 要君
本多 平直君
道下 大樹君
岡本 三成君
藤野 保史君

- 政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 南 亮君
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君
政府参考人 (原子力規制庁次長) 片山 啓君
政府参考人 (原子力規制庁長官官房緊急性事態対策監) 山形 浩史君
政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 大村 哲臣君
政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 金子 修一君
政府参考人 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長) 文挾 誠一君
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長 小池 章子君
委員の異動
三月二十六日
辞任 補欠選任
本多 平直君 道下 大樹君
同日 辞任 補欠選任
道下 大樹君 本多 平直君

本日の会議に付した案件
会計検査院当局者出頭要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
原子力問題に関する件
○江渡委員長 これより会議を開きます。

この際、御報告いたします。
第九十三回国会、原子力問題調査特別委員会議事会の決定により、本委員会の活動等について専門的見地から助言を求め、委員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。
本アドバイザリー・ボードにつきましては、各会派の理事等の協議により、今国会においても設置することとなりました。
以上、御報告申し上げます。

○江渡委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
原子力問題に関する件の調査のため、本会期中、アドバイザリー・ボード会員から意見を聴取する必要がある場合には、参考人として出席を求めるとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○江渡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江渡委員長 原子力問題に関する件について調査を進めます。
この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。更田原子力規制委員会委員長。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会委員長の更田豊志でございます。
衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御説明申し上げます。

原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るといふ使命を果たすため、さまざまな課題に取り組んでおります。
まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について申し上げます。
東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ制定した新しい規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について十一の事業者から二十七基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について九つの事業者から二十一の施設に係る申請がなされております。

このうち、発電用原子炉については、令和二年二月二十六日の東北電力女川原子力発電所二号炉に対するものを含め、これまでに計十六基に対して設置変更許可を行いました。また、核燃料施設等については、核燃料物質の加工施設及び廃棄物管理施設に対して、これまでに六件の事業変更許可を行うとともに、試験研究炉に対して、これまでに二件の設置変更承認及び四件の設置変更許可を行いました。

加えて、発電用原子炉の運転期間延長に関して、これまでに関西電力高浜発電所一号炉及び二号炉、美浜発電所三号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所の計四基に対して認可を行いました。

また、発電用原子炉について、これまで計十基に対して廃止措置計画の認可を行いました。このほか、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」を始め計四件に対して廃止措置計画の認可を行いました。
以上のとおり、原子力施設等に関する審査、検査を順次進めております。
規制基準については、安全研究等により得られた最新の科学的、技術的知見、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて、高エネルギー

で、もう一個下が敦賀、それで、今言っていた話  
は、この全体を見て、トップからくつついて  
いる組織のところになります。

もし現場が判断を誤ってやったとしても、普通  
は、チェックをして、いや、これはおかしいだろ  
うと。百歩譲って、現場のものがそのまま出てき  
てしまったとしても、そのときの説明として、や  
はりこれは間違いだったという説明があつてしか  
るべきだと思います。だけれども、この会議録で  
残っているように、いや、こういうやり方もあり  
ますよということ副社長まで言っているわけで  
すから、私は、東海第二の審査も同じように書き  
かえがあるんじゃないかと疑ってしまいます。

委員長、東海第二までも一回きちつと見直す  
べきじゃないですか。

○江渡委員長 申合せの時間が経過しております  
ので、更田委員長、簡潔にお答えください。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

先ほど御答弁差し上げましたけれども、東海  
第二原子力発電所の場合は、例えばこの柱状図等  
についても、生データがそのまま提出されて議論  
を行っております。そういう意味で、非常に正  
直に申し上げると、一連のものがちよつと敦賀特  
有のような印象を持っております。

○宮川委員 きょうは東海第二の例も出させてい  
ただきました。人的要因での事故が起らないよ  
うにお願いをしまして、私の質問といたします。

ありがとうございます。

○江渡委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

私も冒頭、今、斉木委員や日吉委員からお話も  
ありました今回の規制委員会の問題についてお聞  
きをします。

更田委員長は、きょう、所信といいますが、冒  
頭お述べになった中の最後に、「我が国の原子力  
規制に対する信頼の回復は、いまだ道半ばにあり  
ます。」とおっしゃいました。今回の問題がこの  
道半ばにある国民の信頼に対してどういう影響を  
与えるかということにあります。

私自身、この委員会でもこの関電の三原発の火  
山灰の問題を質問させていただきましたし、我が  
党でいえば、笠井議員なども質問されておりま  
す。これは適当か不適合かにかかわる重大問題だ  
から、やはり繰り返し取り上げてきたわけであり  
ます。

ことし一月九日には、今問題になっている文書  
についても、私たちは文書で資料提供も求めてお  
りますが、実際には出てこなかったわけでありま  
す。それが、今回、毎日新聞の音声データ等の報  
道で大きく覆ったということになります。

これまで更田委員長は、例えば三月十日の参議  
院内閣委員会では、この文書について、見た記憶  
がないと国会に説明されておりましたし、記者会  
見でも、この資料をもとに説明していないんだ、  
議論した事実はないんだということも繰り返し返  
おっしゃっている。やはり、こうした姿勢がこの  
道半ばにある信頼に対してどういう影響を与える  
と更田委員長は思っているのかなんです。

先ほど来、川内原発とか、今回の三原発でも、  
規制委員会がみずから見つけに行つて、規制を強  
化されたという趣旨も述べられておりましたけれ  
ども、私は、ある意味、そうやって現場で頑張っ  
ているといえますか、現場で本当に汗をかいてい  
る職員の皆さんのそういう信頼回復に向けた努力  
についても、今回の事態がそれを大きく損なう、  
信頼を損なうものだ、そういう認識は委員長にお  
ありでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

疑念を持たれたこと自体は、先ほど来申し上げ  
ておりますけれども、大変遺憾だと思っております。  
これは、改めるべきところは改めてまいりた  
いというふうに思います。

また、原子力規制に対する信頼が道半ばとい  
うのは、これはずっと掲げていくことだろうとい  
ふふうに思っています。自己満足に陥ることなく  
いうのは、これは基本的なものですので、これで  
信頼が回復したなどというふうに申し上げる考え  
はありません。

それから、さまざまなバックフィットについて  
も、これは、例えばバックフィットを問題とする  
過程について、これを、記録なり公開性を高める  
というのは一つの課題であらうというふうには  
思っております。例えば警報なし津波等は、これ  
は私自身のアイデアでもってバックフィットへつ  
なげていったものでありますし、大山生竹テフラ  
についても、先生おっしゃるように、規制委員会  
がみずから見つけていった新知見に基づいてバッ  
クフィットをかけたものであります。

○藤野委員 今回は回復どころか信頼を損ねてい  
るというふうに私は言わざるを得ないと思うん  
です。

先ほど来お話をしますが、今回問題に  
なったのは、二つの案のうちどつちをとったか。  
一つの案をとれば基準が不適合になる、という  
道に開いていくような案です。もう一つは適合に  
なっていく、そういう案なんです。こういうま  
さにぎりぎりのところで適合を選択し、不適合を  
選択しなかった。

私は、今回の経緯を見ると、国会事故調の  
報告書を出すと、国会の事故調の報告書  
には、既存炉の、既存で動いている炉の運転に影  
響のある、そういう新知見を認識しても避けたと  
いう記述が、津波についても地震についても繰り返  
し繰り返し出てくるんです。まさに既存炉の運  
転に影響を与える、今バックフィットというお話  
がありましたけれども、幾らそういうことを強調  
されても、まさにそういうクリティカルな、ぎり  
ぎりの局面でそういう選択が今回行われたのでは  
ないかということが音声データで浮き彫りになっ  
ているわけでありまして、本当にこれは大変な問  
題だと思えます。

もう一つ思い出したのは、田中前委員長がこの  
間、雑誌とか新聞のインタビューで、例えば、核  
燃料サイクルは回るんだというふうな、そういう  
ことはうそだったと率直におっしゃって、原発は  
そういううそに基づいて推進されてきたんだとい

う旨の発言を繰り返されております。  
関電の問題もあります。今からもさせていた  
きますが、今、宮川委員からもありました日本原  
電等々の改ざんの問題もあります。そういうこと  
に加えて、あろうことか、規制委員会までもがこ  
ういうことをやったのではないかと。国民の信頼  
に対する影響というのは甚大なものがあること  
です。  
逆に言えば、こうしないと原発といふのは動か  
せないんだと。事業者も改ざんする、規制側もそ  
ういう選択をしていく、こうしないと原発とい  
ふのは動いていかないんだということ、はしなく  
も、事業者も、そして規制側もみずから示したの  
が今回の事案ではないかと思っております。私  
は、こういう原発はもうやめるべきだということ  
を改めて強く主張したいと思えます。

その上で、関電の問題について質問させていた  
だきます。  
三月十四日に第三者委員会の報告書が出されま  
した。これはまさに、国策を進められた原発の関  
連工事をめぐって、電気料金を原資とする多額の  
原発マネーが還流して、森山氏と関電幹部の異常  
な関係が温存し、拡大されてきたという実態、そ  
の一部を浮き彫りにしたものであります。

ただ、この問題の闇は、私はまだまだ解明され  
ていないというふうに思っています。報告書自身  
も、例えば十九ページには、わざわざ本報告書の  
前提、限界という章を設けて、過去における本件  
問題の背景事情、これらを知る上で限界があつ  
た、限界、制約等が存したというふうに明記をさ  
れております。

我が党は全国各地に支部がありまして、高浜町  
にもあるんです。そして、高浜原発一号機、二号  
機、当初、立地当時から、まさに原発関連の工事  
をめぐる水増しとか空工事というのは地元で大問  
題になっているんですね。この問題を地元の支部  
の皆さんが分析してきた記録もあります。

また、現在、高浜町議会には、七〇年代、八〇  
年代から活動されている渡辺孝さんという我が党  
の議員もいらつしやるんですね。今回私は、こ

した方々から当時の様子をお聞きして、現地も調査してまいりました。その一部について質問させていただきます。

〔委員長退席、伊藤(忠)委員長代理着席〕  
配付資料の一を「ごらんいただければと思うんですが、これは高浜原発と大飯原発の真ん中ぐらにある青戸入江というところの地図及びそれを拡大したものであります。

この青戸入江で、実は、高浜原発一号機当初から、建設と時期を同じくして、入り江の水面の埋立工事というのが盛んに行われたんですね。これですと、赤とか青とか黄色の陸側の部分までずつと海だったんですけれども、これがずつと埋め立てられて今のようになっているということでありまして。これは公有水面なんです。

公有水面とは何かということ配付資料の二で、これは国交省のガイドラインなんですけれども、紹介させていただいております。

公有水面というのは、国の所有に属する公共用財産であり、国民共有の財産であるということなんです。埋立てとか用地変更とか時々あるんですけれども、用地変更というのは、そういう国民共有の財産の帰趨にかかわる重要問題だから、しっかりとチェックしなきゃいけないよというのが後半に書かれておまして、そこに、黄色で塗っていますのは、「転売される等により利権化に繋がりがかねないことから慎重な判断が必要である」というふうに国交省のガイドラインに書かれています。

では、この青戸入江はどうだったのかということなんです。

配付資料の三を見ていただきますと、これは、私どもが登記簿を調べて、配付資料の一という安土2、3、4、そして水明という土地についての所有者の移転についてお示しをしたものであります。

これによりまして、例えば一番上の安土2という地盤であれば、埋立てを依頼したのは若狭開発株式会社、埋立てが竣工したのは一九六九年二

月、そのときは所有者が福放、これは福井放送なんですけれども、両者はいずれも代表者が同じ加藤尚氏であります。その後、余り時期を経ずに、その年あるいは翌年に関西電力に売却されております。

安土3という土地も安土4という土地も、ちよつと時間の関係で省略しますが、ほぼ同じ構造で関電の所有物になっているということでありまして。

私、青戸入江というのは何回も行ったんですが、これは、関電の社員寮とか、あるいは関電の原発訓練センターとか体育館とか、もうまさにこの地域は関電の専用の土地のような状況になっております。

配付資料の四を見ていただきますと、これは、今回、第三者委員会の報告書で、百四十九ページ、百五十ページを抜粋させていただいております。

「関電不動産開発による吉田開発への発注に関する問題点」というところ、関電不動産開発が遅くとも二〇〇〇年ごろから、おおむね一年に一度、森山氏に対し、口頭又は書面により次年度に吉田開発に発注する予定の工事に関する情報の提供を行っていた、こういう指摘があります。この吉田開発に発注する予定の工事というのは、この関電不動産開発に限って言えば、ほぼ住宅や社員寮なんです。

配付資料の四の右側に、平成二十九年度の計画工事というのが例として挙げられていますけれども、これは平成二十九年だけなんです、私どもが吉田開発の工事経歴書を調べたところ、この吉田開発と関電不動産開発の関係の工事の全てがこの地域にある関電関連の住宅や寮でありました。

報告書によると、この住宅の工事に対して森山氏から、ことは幾らくらいいけそうやというふうに聞かれて、いや、三千数百万円ですと答えたら、森山氏がもうちよつと何とかならぬかと強く要求して、それによつて三千数百万円だったのが六千二百万円にふえたという生々しい記述もこの

中に、報告書ではされております。

そもそも、なぜここが関電の住宅になったのかというところに私はきょう焦点を当てたいと思っております。配付資料の五を見ていただきますと、これは、一九七〇年の九月二十八日に、若狭開発株式会社の加藤尚、先ほど言いました福放の、福井放送の代表取締役でもある加藤尚氏が、福井県知事の、当時の中川平太夫知事に提出した公有水面埋立免許申請書であります。

これによりまして、黄色で示しているところですが、「一部公益事業たる関西電力株式会社高浜原子力発電所建設のための従業員宿舍並に外人宿舍敷地としての強い要請に基き、公共用地として犠牲的に分譲せしにより代替地として御免許の程此の点充分御賢察賜わり度」、こういう趣旨なんです。

配付資料一に戻っていただきますと、例えば赤で囲っている安土3、②ですけれども、安土3、ここが、犠牲的にと書かれていて、若狭開発が関電に犠牲的に分譲した土地だと。

ちなみに、外国人宿舍というのは、これは、高浜原発一、二号機の建設に協力していたウェスチングハウスの外国人技術者のことであります。

そして、この赤の②の横にあるのが安土なんです、青いの。この安土4というのが、このときに加藤尚氏が代替地として、つまり、赤を犠牲的に関電に渡したんだから、青を今度また新たに埋立てさせてくれという要求をしているということなんです。結局、この青も関電の所有地になっていきます。

この若狭開発株式会社の加藤尚氏というのは大変興味深い方でありまして、「二十世紀ふくい群像」という本によりまして、でつち奉公から大富豪になったという方なんです。織物をもとに一代で財をなした、東京の一等地にも土地を持ち、終戦直後、全国長者番付の日本一位、福井の方なんですけれども、長者番付の一位になったという方、それぐらい大もうけされた方なんです。

同時に、この「二十世紀ふくい群像」などには、

福井の妖怪とか怪物、政商であつたというような、そういう記述もあつたり、実に虚実が渦巻いた人物だつたという記載がされております。

配付資料の六を見ていただきますと、その一端なんですが、これは、加藤尚氏発行会という委員会がつくつた「評伝加藤尚 一念不動」という。米寿を祝う会というのをやったそうなんです、開会の辞は福井銀行頭取、発起人代表が福井県知事、そして衆議院議員代表福田一さん、参議院議員代表熊谷太郎さん、祝電披露は、内閣総理大臣中曾根康弘、郵政大臣、大蔵大臣竹下登さんと並んで外務大臣安倍晋太郎さんまで出てくる、自民党の最高顧問福田越夫さんとか、日本民間放送連盟会長、読売新聞社社長、朝日新聞社社長など、まさに日本の政財界のトップが勢ぞろいしている。

配付資料の七を見ていただきますと、これは同じ伝記からなんです、加藤氏と原発のかかわりを描いた部分なんです。彼は、この原発によつて本当に発展していきんだということ、この開発に乗り出したということが赤裸々に書かれております。

経産副大臣にお聞きしたいんですが、要するに、公共の財産、国民共有の財産である公有水面の埋立地が次々と関電のものになっていったそのプロセスに、中央財界とも、政財界とも深いつながりのあつた福井財界のトップが直接深く関与していたわけですね。これは森山氏が登場する以前なんです。

ですから、今回の調査、これはこれで一つの調査だと思ひますが、しかし、やはり事の真相を明らかにしようとするれば、森山氏以前、しかも、国とか政治家の関係を調べていかなければ、これはやはり本当の真相はわからないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

〔伊藤(忠)委員長代理退席、委員長着席〕  
○松本副大臣 今委員から御指摘のありました公有水面埋立法上の取扱いに関しましては、所管外であるからコメントは差し控えたいというふうに

思っております。

一方、先ほど来御紹介をいたしておりますように、今回の第三者委員会の調査報告書におきましては、広範な役職員が金品を受領していたこと、また、事前の発注約束や特定の取引先の事前の情報提供を行うなど不透明な工事発注、契約があったこと、また、社内調査の非公表を不適切なガバナンスのもとで決定したことなど、公益事業者として信頼を失墜させる大きな問題というふうを考えているところでもありまして、これを受け、我々もいたしましては、業務改善命令を發出をさせていただいております。

法律上の罰則により担保されている業務改善計画の実効性につきましては、我々経済産業省としてもしっかりと監督をしてみたいと思っておりますが、仮に、業務改善計画を適切に実行しないなど、更に対応すべき事態になれば、追加的な措置を講ずることもあり得ると考えております。

○藤野委員 同様の動きは、高浜原発三、四号機、今の一、二号機なんです。三、四号機のとときも起りました。というよりも、ここで森山氏の登場によってエスカレートするわけです。

配付資料の三でいえば、水明という埋立てで、これは高浜町から関電に所有権が移っております。高浜町は、当初、この埋立ての目的として、運動公園など住民の憩いのための広場を建設するために埋立てさせてくださいというふうに説明していたんですね。ところが、これを変更するんです。

配付資料の三を見ていただきますと、その変更許可申請書なんです。これは、変更前は、運動場用地が一・六ヘクタールとかいろいろあるんですが、変更後は、これがまたなくなりまして、原子力保修訓練センターというふうになります。変更の理由のところを見ていただきますと、当初計画では憩いの広場造成を目的として計画しましたが、国策に協力するために原子力保修訓練センターに変更したい、こういう変更理由申請なんです。

このことは地元の高浜町議会でも問題になって、我が党の渡辺孝議員などは質問し、それに対して森山氏が答弁しているんです。当時、浜田倫三町長なんです。これは報告書にも出ています。三町長なんです。報告書の六十九ページの注五十七にも出ています。報告書の森山氏は、高浜町議会においてたびたび浜田氏、浜田町長の指名に基づき答弁しておりまして、つまり、この案件は森山案件として町から関電への移転というのが行われていた。だから議会でも中心的に答弁しているんですね。

副大臣、これ、一、二号機ときは、ある意味、民間民間の話であります。三、四号機ときは、この水明の土地は町からなんです。しかも、当初の説明は全く違うんです。当初の説明のときに、お金もどんどん町から町費として税金が使われているわけですね。それで町議会では森山さんが出てくる。つまり、町でお膳立てをして関電に売却した。しかも、その大義名分が、ここなんです。国策であるということが今回の用途変更の決定打になっているわけですね。

ですから、私は、国策が与えた影響とは何だったのか、それが、原発工事、こうした埋立工事も含めて、どういう影響を与えたのかということも含めて、国の責任もしっかり調べなければ真相は明らかになつてこないと思うんですが、この点について、大臣、いかがですか。

○江渡委員長 申合せの時間が経過しておりますので、松本副大臣、簡潔に御答弁お願いします。○松本副大臣 重ねての答弁になって大変恐縮でありますけれども、公有水面埋立法の運用につきましては、所管外であることからコメントを控えたいと考えております。

また、先ほどもお話をしましたように、これらも含めまして、業務改善計画というもので指摘をさせていただいているところでありまして、まずはこの実効性について我々としても監督をしてまわりたいと思っております。

○藤野委員 もう終わりますが、最後に委員長にお願いしたいのは、先ほど上げました但木委員長を呼んでの当委員会での質疑を求めたいのと同じ時に、この報告書は非常に新しい事実もありません。同時に限界もあるわけで、これに関する資料をぜひ、いろいろな資料が紹介はされているんですが、この資料をぜひ当委員会にも提出を御検討いただきたいと思います。

○江渡委員長 理事会で協議させていただきたいと思っております。

○藤野委員 終わります。

○江渡委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

きょうは、原子力ということですが、世界は今、新型コロナウイルスで大変なことになっております。我々日本維新の会も、政府・与党と協力をしながら、この新型コロナウイルス対策に全力を挙げているところでございます。

きょう、ちよつとパネルを持つてきました。原子力とは直接関係ありませんが、ちよつどきのう、二回目の政府・与党野党連絡協議会が開催されました。その場で我が党の浅田均政調会長から、政府・与党に、野党の皆様にも提案をさせていただいたものであります。

ここには四つ枠を書かせていただいております。真ん中の緊急経済対策六十兆。六十兆というのは、端的に言うと、今、世界標準になりつつあるGDPの一〇％ということで、六十兆ということで財政出動、それから金融も含めて提案をさせていただいております。

それから、終息後にらんだ動きも、終息をにらんだテーマも当然国会としては考えていく必要がありまして、出口戦略、また社会保障。これだけ経済が、もう戦争にも匹敵する経済の事態があるわけですから、産業構造も転換をされるであろうし、都市機能も回復をしなければならぬということ、感染症対策とあわせて提案をさせていただいております。

ここにはちよつと書かせていただいておりますが、五ボツというのがありまして、五ボツには何が書いてあるかという、復興五輪です。まさに、既に安倍総理が、安倍総理がどうかIOCが発表されているように、来年夏までの延期というところで決まりましたが、私はかねがね、復興五輪こそ風評被害を払拭する最大のチャンスだと言つてきました。

すなわち、世界が日本に注目をしている。特に新型コロナウイルスで大変な中で、どうやってこの新型コロナウイルスを克服をし、来年の夏までに東京オリパラを、延期となつた東京オリパラを実施をしていくのか、世界が注目しているわけです。だからこそ、私はかねがね、この東京オリパラに合わせ、例えば福島第一の処理水の問題、こんなものは問題ないんだから、問題になっているのは風評だけなんだから、正しい科学的な観点から、正しい情報をしっかりと打ち出していくべきだとこの特別委員会でも訴えてきました。

ところが、きょうも委員の皆様からあつたように、東電が何かゆつくりやりますと言つているんですね。きょう、文挾副社長、おいでいただいております。これは、ちよつと、逃げていませんか。今までは経産省が盾になって隠れていましたが、東電として、何か三十年かけて少しずつ海洋放出しますよ。一年で得ないですね。一年でできる量ですよ。一年で海洋放出しても、世界標準からいえば、全く問題ないレベルの処理水です。何でこれを三十年かけるんですか。

これは、私は、完全に東京電力がリスクコミュニケーションをやる責任から逃げていると断じざるを得ません。いかがですか。○文挾参考人 それでは、お答えさせていただきます。

先生も御存じのとおり、国の小委員会、海洋放出と水蒸気放出の二つの処理方法につきまして、技術的に実績があつて、現実的であるという見解が示されたところであります。